

京丹後市組織・機構編成方針（素案）

平成 17 年 月

第 1 はじめに

この組織・機構編成方針は、京丹後市の行財政改革をはじめ、総合計画などを進めるための組織・機構のあり方、また、今回の行財政改革の実現により平成 21 年度末に想定される財政、職員数に見合った組織・機構のあり方の方向性を定めたものである。したがって、財政健全化指針、定員適正化計画などとの整合する組織としていく必要があるが、一方では、市民の要望に応え、市民の満足が得られる行政サービスを提供するため、多様な人材等の活用を図り要望が実現できる組織のあり方を考えていかなければならない。

現在のような地方分権の時代において、地域の個性を生かした自主・自律的なまちづくりを進めていくためには、市民とのパートナーシップに基づく連携、協力関係を築いていくとともに、必要な部署への権限の委譲などによって迅速な意思決定が可能な組織としていく必要がある。

また、住民のニーズが多様化、高度化する中で、今後、限られた行政資源を最大限活用し、市の政策を実現していくためには、簡素で、効率的な組織を追求していかなければならない。

本市においては、この方針を実現するために、不断の組織改革により成熟させていくものとする。

第 2 組織原則について

- 1 地方自治法第 138 条の 3 において、地方公共団体の執行機関の組織の原則及び各執行機関相互間の連絡調整による行政機能の確保について、次のように定めている。
 - (1) 地方公共団体の執行機関の組織は、首長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって系統的にこれを構成しなければならない。
 - (2) 地方公共団体の執行機関は、執行機関相互間の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。
 - (3) 首長は、執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するよう努めなければならない。
- 2 この規定は、自治体の執行機関をどのように組織するのかを明らかにしたものであり、執行機関の補助組織である部課等の組織までは明らかにしていないが、趣旨は組織の原則を明らかにしたものと考える。

第 3 組織機構に関する考え方

1 市役所の組織のあり方

財政健全化指針、定員適正化計画などとの整合を図る中で、現在、本市がかかえる本庁と市民局の組織のあるべき方向について現状と経過を踏まえ、次のように考えていく

ものとする。

市民にとってわかりやすく、効率的な組織を目指すため、将来的には、市民の合意を得ながら、行政機能の集中を視野に入れた組織の検討を考えていかなければならない。当面、本庁は事務・事業を見直す中で、計画の立案、調整、政策の推進などを中心とした機能を集約させていき、加えて市民局で提供する以外のすべてのサービスを提供する場としていく。

市民局については、市民の身近なサービスを中心とした事務・事業を提供する機関として位置づけ、また、市民と行政の協働によりサービスを提供できるようなしくみをつくる。

そして、サービスの提供において適切な人員配置、事務の配分となっているか検討をする中で、重複部署の整理統合、事務・事業の徹底的な見直しを実施し、本庁、外部施設問わず、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により行政組織を肥大化せずに不断の組織改革を行っていかなければならない。

第4 組織編成方針

1 組織編成方針の対象組織

市役所組織のうち消防、病院を除いた組織を対象とする。

2 組織・機構の編成の手法

(1) 他の計画等に見合った組織づくり

ア 財政健全化指針、定員適正化計画などとの整合を図る。

イ サービスの提供において適格な人員配置、事務の配分となっているか検討を行う中で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、必要な部署へ整理統合など部局、課、係などの機構のあり方について不断の見直しを実施。

(2) 迅速に対応できる組織機構

ア 各部局が目的に応じた組織の形成（グループ制含む）や枠配分予算等、部局長へ予算、人事の権限を段階的に委譲する。

イ 政策の実現をマネジメント出来る部署の形成により、より一層政策推進に向けた機能の充実を図る。

(3) グループ化の推進

各種課題に柔軟に対応できるよう、その部署の特徴に応じて組織機構を再編していく。手法として必要な部署においてグループ制の導入を行う。

(4) 行政評価制度の推進体制の構築

総合計画の進行管理、予算と連動した評価制度など、細部にわたって執行状況を点検できる体制を整備する。

(5) 自ら目標を設定し実現していく体制の確立

各部局に予算等の権限を委譲することに伴い、部局における目標設定を行い、達成度を確認することで、行政施策が実現出来る組織体制の確立を図る。

(6) 市民局のあり方

ア 将来にわたって必要な窓口を設置し、市民の身近なサービスを提供していく機関としていく。

イ 市民と行政が協働して地域づくりを強力に推進していくことができるような体制を漸次整える。

ウ 市民局の組織機構は簡素化することを目的とするが、本庁機能のあるところ、そうでないところのメリハリをつけ、市民に不安のないようにサービスの提供が行えるような方向で整備する。

(7) 危機管理体制の整備

ア 災害の発生や疫病の蔓延など突発的な課題に対応するため日頃から、防災意識の高揚、資器材の整備などの充実を図る。また、危機管理を専門に行う防災管理専門のポストの設置を検討していく。

イ 危機管理マニュアルの作成により、職員の防災意識の高揚を図り、効果的な初動体制を確立する中で、災害に迅速に対応できる体制作りを推進する。

(8) 多様な人材による組織・機構のあり方

減少する職員数によって行政サービスの低下を招かないよう、多様な人材を活用していく方向で組織を形成していく。

3 外部行政関連施設のあり方

(1) 行政関係施設（病院、学校、保育所、幼稚園、環境衛生施設等）は、市民により質の高いサービスの提供を基本に、より効率的な管理運営形態の導入を検討する。

(2) 管理運営形態については、施設の規模、利用状況、利便性、経済性などを考慮して、統廃合、民間委託、指定管理者制度、地方独立行政法人化などの方策を検討する。

(3) 保育所については、保育サービスの維持・向上及び多様なニーズへの対応に配慮しながら、中期的な統廃合等のための計画を平成 17 年度中に作成する。